



広島県報

号 外
第 46 号

発行所 広島県総務企画部
管理総室文書法制室
購読料 月額 2,700円

目 次

| | | | | |
|----------------|-------|--------|-------|---|
| 公有水面埋立しの免状(1世) | | (兼東郷町) | | 1 |
| 公有水面埋立しの免状(2世) | | (兼東郷町) | | 5 |

告 示

広島県告示第323号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定によつて、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

平成18年3月24日

土生港港湾管理者

広 島 県

代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

1 出願人の所在地及び名称並びにその代表者の氏名及び住所

広島市中区基町10番52号

広島県

知事 藤 田 雄 山

広島市中区上幟町9番11号

2 埋立区域

(1) 位置

第1工区

尾道市因島土生町字江之沖224番9から221番5を経て214番6に至る間の土地に接する県道の地先公有水面

第2工区

尾道市因島土生町字江之沖214番3から213番を経て211番に至る間の土地に接する県道及び同町字濱床192番11の地先公有水面

第3工区

A区域

尾道市因島土生町字濱床192番11、192番11に接する突堤及び同町字箱崎55番5の地先公有水面

B区域

尾道市因島土生町字箱崎55番の地先公有水面

(2) 区域

第1工区

次の各地点のうち、の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点との地点を結ぶ公有水面との境界線(C.D.L.+4.06mにより決定)を結んだ線により囲まれた区域。

ただし、の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点との地点とを結んだ線により囲まれた区域を除く。

| | |
|-----|---|
| の地点 | 尾道市因島土生町の国土地理院四等三角点「土生」(北緯34度17分40秒6489 東経133度10分09秒9879 標高20.81m) から119度21分18秒438.13mの地点 |
|-----|---|

| | | | |
|-----|-------|------------|-----------|
| の地点 | の地点から | 207度48分25秒 | 3.65mの地点 |
| の地点 | の地点から | 297度48分25秒 | 28.50mの地点 |
| の地点 | の地点から | 27度48分25秒 | 4.35mの地点 |

| | |
|-----|---|
| の地点 | 尾道市因島土生町の国土地理院四等三角点「土生」(北緯34度17分40秒6489 東経133度10分09秒9879 標高20.81m) から119度30分21秒437.41mの地点 |
|-----|---|

| | | | |
|-----|-------|------------|-----------|
| の地点 | の地点から | 207度48分25秒 | 0.27mの地点 |
| の地点 | の地点から | 297度48分25秒 | 27.00mの地点 |
| の地点 | の地点から | 27度48分25秒 | 0.93mの地点 |

次の各地点のうち、の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点との地点を結ぶ昭和49年10月19日付け広島県指令港第479号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C.D.L.+4.06mにより決定）を結んだ線により囲まれた区域。ただし、の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点との地点とを結んだ線により囲まれた区域を除く。

の地点 尾道市因島土生町の国土地理院四等三角点「土生」（北緯34度17分40秒

6489 東経133度10分09秒9879 標高20.81m）から119度22分41秒384.11

mの地点

の地点から 207度48分25秒 4.95mの地点

の地点から 297度48分25秒 80.50mの地点

の地点から 27度43分06秒 4.16mの地点

の地点 尾道市因島土生町の国土地理院四等三角点「土生」（北緯34度17分40秒

6489東経133度10分09秒9879 標高20.81m）から119度33分01秒 383.40

mの地点

の地点から 207度48分25秒 1.57mの地点

の地点から 297度48分25秒 79.00mの地点

の地点から 27度48分25秒 0.79mの地点

の地点から 115度57分55秒 5.97mの地点

の地点から 116度03分11秒 34.50mの地点

の地点から 116度40分19秒 9.76mの地点

の地点から 119度10分28秒 13.60mの地点

第3工区

A区域

次の各地点のうち、^㉑の地点から^㉒の地点までを順次に結んだ線及び^㉓の地点と

^㉔の地点を結ぶ昭和49年10月19日付け広島県指令港第479号で竣功認可された埋立地及び昭和45年1月20日付け広島県指令港第860号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C.D.L.+4.06mにより決定）を結んだ線により囲まれた区域。

^㉕の地点 尾道市因島土生町の国土地理院四等三角点「土生」（北緯34度17分40

秒6489 東経133度10分09秒9879 標高20.81m）から120度29分40秒

266.26mの地点

^㉖の地点から 207度48分25秒 3.00mの地点

^㉗の地点から 297度48分25秒 25.44mの地点

B区域

次の各地点のうち、^㉘の地点から^㉙の地点までを順次に結んだ線及び^㉚の地点と

^㉛の地点を結ぶ昭和45年1月20日付け広島県指令港第860号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C.D.L.+4.06mにより決定）を結んだ線により囲まれた区域。

^㉜の地点 尾道市因島土生町の国土地理院四等三角点「土生」（北緯34度17分40秒

6489 東経133度10分09秒9879 標高20.81m）から121度58分48秒

212.79mの地点

^㉝の地点から 297度48分25秒 14.76mの地点

^㉞の地点から 27度48分25秒 2.26mの地点

(3) 面積

第1工区 97.80平方メートル

第2工区 275.48平方メートル

第3工区 A区域 62.13平方メートル

B区域 16.67平方メートル

合 計 452.08平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

第1工区

尾道市因島土生町字江之沖235番2から224番12を経て214番8に至る間の土地に接する県道の地内並びに同地先公有水面

第2工区

尾道市因島土生町字江之沖214番8から214番2を経て211に至る間の土地に接する県道及び同町字濱床192番11の地内並びに同地先公有水面

第3工区

尾道市因島土生町字濱床192番11、192番11に接する突堤、同町字箱崎55番8、55番2、55番5、55番6、55番4、55番1、2551番1、2551番2、同町字島前24番18の地内並びに同町字濱床192番11から同町字箱崎55番5を経て同町字島前24番18に至る間の土地の地先公有水面

(2) 区域

第1工区

次の各地点を順次に結んだ線及び^㉟の地点と^㊱の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

^㊲の地点 尾道市因島土生町の国土地理院「土生」四等三角点（北緯34度17分40秒

6489 東経133度10分09秒9879 標高20.81m）から120度59分02秒

515.58mの地点

| | | | |
|------|--------|------------|------------|
| ①の地点 | ⑦の地点から | 239度44分42秒 | 44.07mの地点 |
| ②の地点 | ⑧の地点から | 204度34分00秒 | 50.00mの地点 |
| ③の地点 | ⑨の地点から | 294度34分00秒 | 89.73mの地点 |
| ④の地点 | ⑩の地点から | 27度48分25秒 | 113.67mの地点 |
| カの地点 | ⑪の地点から | 119度03分42秒 | 46.08mの地点 |
| キの地点 | カの地点から | 119度21分02秒 | 19.51mの地点 |
| クの地点 | キの地点から | 123度18分26秒 | 7.99mの地点 |
| ケの地点 | クの地点から | 129度27分03秒 | 15.30mの地点 |
| コの地点 | ケの地点から | 135度45分10秒 | 5.70mの地点 |
| サの地点 | コの地点から | 138度58分49秒 | 5.48mの地点 |
| シの地点 | サの地点から | 143度38分12秒 | 4.93mの地点 |
| スの地点 | シの地点から | 239度44分42秒 | 5.01mの地点 |

第 2 工区

次の各地点を順次に結んだ線及び⑫の地点とテの地点とを結んだ線により囲まれた区域。

| | |
|------|---|
| ⑫の地点 | 尾道市因島土生町の国土地理院「土生」四等三角点(北緯34度17分40秒 6489 東経133度10分09秒9879 標高20.81m) から118度50分21秒 404.78mの地点 |
|------|---|

| | | | |
|------|--------|------------|------------|
| ⑬の地点 | ⑫の地点から | 207度48分25秒 | 113.67mの地点 |
| セの地点 | ⑭の地点から | 294度34分00秒 | 92.48mの地点 |
| ソの地点 | セの地点から | 306度17分35秒 | 25.95mの地点 |
| タの地点 | ソの地点から | 27度48分25秒 | 114.67mの地点 |
| チの地点 | タの地点から | 116度09分30秒 | 21.59mの地点 |
| ツの地点 | チの地点から | 116度09分06秒 | 37.06mの地点 |
| テの地点 | ツの地点から | 119度00分32秒 | 7.92mの地点 |

第 3 工区

次の各地点を順次に結んだ線及びウの地点とへの地点とを結んだ線により囲まれた区域。

| | | | |
|------|---|------------|------------|
| ウの地点 | 尾道市因島土生町の国土地理院「土生」四等三角点(北緯34度17分40秒 6489 東経133度10分09秒9879 標高20.81m) から119度20分36秒 286.82mの地点 | | |
| エの地点 | ウの地点から | 207度48分25秒 | 114.67mの地点 |
| オの地点 | エの地点から | 306度17分35秒 | 107.99mの地点 |
| ウの地点 | オの地点から | 36度17分35秒 | 49.01mの地点 |

| | | | |
|------|--------|------------|-----------|
| ニの地点 | ナの地点から | 340度37分39秒 | 23.71mの地点 |
| ヌの地点 | ニの地点から | 35度22分29秒 | 40.53mの地点 |
| ネの地点 | ヌの地点から | 126度26分03秒 | 13.97mの地点 |
| ノの地点 | ネの地点から | 126度20分40秒 | 20.74mの地点 |
| ハの地点 | ノの地点から | 125度43分47秒 | 10.78mの地点 |
| ヒの地点 | ハの地点から | 123度04分56秒 | 7.83mの地点 |
| フの地点 | ヒの地点から | 123度12分30秒 | 1.43mの地点 |
| ヘの地点 | フの地点から | 118度40分35秒 | 3.81mの地点 |

(3) 面積

| | |
|--------|-----------------|
| 第 1 工区 | 10,274.97平方メートル |
| 第 2 工区 | 13,804.09平方メートル |
| 第 3 工区 | 11,578.52平方メートル |
| 合 計 | 35,657.58平方メートル |

- 埋立地の用途
ふ頭用地, 海岸保全施設用地

- 免許年月日
平成 18 年 3 月 15 日

広島県告示第324号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号) 第 2 条第 1 項の規定によつて, 公有水面埋立てを次のとおり免許した。

平成 18 年 3 月 24 日

土生港 港湾管理者
広 島 県
代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

- 出願人の所在地及び名称並びにその代表者の氏名及び住所
尾道市久保 1 丁目 15 番 1

尾道市
市長 亀 田 良 一
尾道市栗原町 6714 番 2

- 埋立区域
(1) 位置

第 1 工区
尾道市因島土生町字江之沖 224 番 9 から 221 番 5 を経て 214 番 6 に至る間の土地に

接する県道の地先公有水面
第2工区

尾道市因島土生町字江之沖214番3から213番を経て211番に至る間の土地に接する県道及び同町字濱床192番11の地先公有水面

(2) 区域

第1工区

次の各地点を順次に結んだ線及びの地点とを結んだ線により囲まれた区域。

の地点 尾道市因島土生町の国土地理院四等三角点「土生」（北緯34度17分40秒

6489 東経133度10分09秒9879 標高20.81m）から119度30分21秒

437.41mの地点

の地点 の地点から 207度48分25秒 0.27mの地点

の地点 の地点から 297度48分25秒 27.00mの地点

の地点 の地点から 27度48分25秒 0.93mの地点

第2工区

次の各地点を順次に結んだ線及びの地点との地点とを結んだ線により囲まれた区域。

の地点 尾道市因島土生町の国土地理院四等三角点「土生」（北緯34度17分40秒

6489 東経133度10分09秒9879 標高20.81m）から119度33分01秒

383.40mの地点

の地点 の地点から 207度48分25秒 1.57mの地点

の地点 の地点から 297度48分25秒 79.00mの地点

の地点 の地点から 27度48分25秒 0.79mの地点

の地点 の地点から 115度57分55秒 5.97mの地点

の地点 の地点から 116度03分11秒 34.50mの地点

の地点 の地点から 116度40分19秒 9.76mの地点

の地点 の地点から 119度10分28秒 13.60mの地点

(3) 面積

第1工区 16.13平方メートル

第2工区 132.37平方メートル

合 計 148.50平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

第1工区

尾道市因島土生町字江之沖235番2から224番12を経て214番8に至る間の土地に接する県道の地内並びに同地先公有水面

第2工区

尾道市因島土生町字江之沖214番8から214番2を経て211に至る間の土地に接する県道及び同町字濱床192番11に至る間の地内並びに同地先公有水面

(2) 区域

第1工区

次の各地点を順次に結んだ線及びの地点との地点とを結んだ線により囲まれた区域。

の地点 尾道市因島土生町の国土地理院四等三角点「土生」（北緯34度17分40秒6489

東経133度10分09秒9879 標高20.81m）から120度59分02秒 515.58mの地点

の地点 の地点から 239度44分42秒 44.07mの地点

の地点 の地点から 204度34分00秒 50.00mの地点

の地点 の地点から 294度34分00秒 89.73mの地点

の地点 の地点から 27度48分25秒 113.67mの地点

の地点 の地点から 119度03分42秒 46.08mの地点

の地点 の地点から 119度21分02秒 19.51mの地点

の地点 の地点から 123度18分26秒 7.99mの地点

の地点 の地点から 129度27分03秒 15.30mの地点

の地点 の地点から 135度45分10秒 5.70mの地点

の地点 の地点から 138度58分49秒 5.48mの地点

の地点 の地点から 143度38分12秒 4.93mの地点

の地点 の地点から 239度44分42秒 5.01mの地点

第2工区

次の各地点を順次に結んだ線及びの地点との地点とを結んだ線により囲まれた区域。

の地点 尾道市因島土生町の国土地理院四等三角点「土生」（北緯34度17分40秒

6489 東経133度10分09秒9879 標高20.81m）から118度50分21秒 404.78mの地点

の地点 の地点から 207度48分25秒 113.67mの地点

の地点 の地点から 294度34分00秒 92.48mの地点

の地点 の地点から 306度17分35秒 25.95mの地点

の地点 の地点から 27度48分25秒 114.67mの地点

の地点 の地点から 116度09分30秒 21.59mの地点

の地点 の地点から 116度09分06秒 37.06mの地点

| | | | | |
|---|------|--------|-----------------|----------|
| ③ | 面積 | ツの地点から | 119度00分32秒 | 7.92mの地点 |
| | 第1工区 | | | |
| | 第2工区 | | | |
| | 合 計 | | 24,079.06平方メートル | |

- 4 埋立地の用途
保管施設用地
- 5 免許年月日
平成18年3月15日

広島県告示第325号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条の規定によつて、公有水面埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成18年3月24日

福 山 港 港 湾 管 理 者
広 島 県
代 表 者 藤 田 雄 山

- 1 竣功認可年月日
平成18年3月14日
- 2 竣功認可を受けた者の所在地及び名称並びにその代表者の氏名
広島市中区基町10番52号
広島県
知事 藤 田 雄 山
- 3 埋立区域の位置及び区域
(1) 位 置
(第3 - 2工区)
福山市港町二丁目195番から184番3を経て181番3に至る間の土地の地先
(2) 区 域
(第3 - 2工区)
次の各地点を順次に結んだ線及び ④の地点を結んだ線により囲まれた区域。
の地点 広島県福山市緑町1番の国土地理院四等三角点「沖野上」（北緯34度28分28秒8887，東経133度22分27秒7566，標高1.08m）から47度42分56秒1.065.47mの地点

| | | | |
|-------|---------|------------|-----------|
| の地点 | の地点から | 284度37分35秒 | 6.62mの地点 |
| の地点 | の地点から | 347度59分59秒 | 44.48mの地点 |
| の地点 | の地点から | 346度03分30秒 | 1.18mの地点 |
| の地点 | の地点から | 344度02分48秒 | 2.00mの地点 |
| の地点 | の地点から | 341度09分58秒 | 2.00mの地点 |
| の地点 | の地点から | 337度56分55秒 | 2.00mの地点 |
| の地点 | の地点から | 334度08分24秒 | 2.00mの地点 |
| の地点 | の地点から | 330度15分31秒 | 2.00mの地点 |
| の地点 | の地点から | 328度10分15秒 | 2.00mの地点 |
| の地点 | の地点から | 324度55分42秒 | 2.00mの地点 |
| の地点 | の地点から | 321度55分53秒 | 2.00mの地点 |
| の地点 | の地点から | 317度49分01秒 | 2.00mの地点 |
| の地点 | の地点から | 315度30分24秒 | 2.00mの地点 |
| の地点 | の地点から | 311度00分09秒 | 2.00mの地点 |
| の地点 | の地点から | 309度28分44秒 | 2.00mの地点 |
| の地点 | の地点から | 305度29分40秒 | 2.00mの地点 |
| の地点 | の地点から | 302度33分09秒 | 2.00mの地点 |
| の地点 | の地点から | 299度16分58秒 | 2.00mの地点 |
| の地点 | の地点から | 295度07分46秒 | 2.00mの地点 |
| ②①の地点 | の地点から | 292度06分16秒 | 2.00mの地点 |
| ②②の地点 | ②①の地点から | 289度09分03秒 | 2.00mの地点 |
| ②③の地点 | ②②の地点から | 285度42分34秒 | 2.00mの地点 |
| ②④の地点 | ②③の地点から | 283度14分38秒 | 2.00mの地点 |
| ②⑤の地点 | ②④の地点から | 279度22分56秒 | 2.00mの地点 |
| ②⑥の地点 | ②⑤の地点から | 276度13分46秒 | 2.00mの地点 |
| ②⑦の地点 | ②⑥の地点から | 273度19分52秒 | 2.00mの地点 |
| ②⑧の地点 | ②⑦の地点から | 269度35分57秒 | 2.00mの地点 |
| ②⑨の地点 | ②⑧の地点から | 266度57分36秒 | 2.00mの地点 |
| ③⑩の地点 | ②⑨の地点から | 265度39分54秒 | 2.00mの地点 |
| ③⑪の地点 | ③⑩の地点から | 262度33分31秒 | 2.00mの地点 |
| ③⑫の地点 | ③⑪の地点から | 257度00分58秒 | 2.39mの地点 |
| ③⑬の地点 | ③⑫の地点から | 311度04分54秒 | 2.17mの地点 |
| ③⑭の地点 | ③⑬の地点から | 41度06分50秒 | 23.61mの地点 |
| ③⑮の地点 | ③⑭の地点から | 107度58分40秒 | 0.67mの地点 |

| | | | |
|-------|---------|------------|-----------|
| ③6の地点 | ③5の地点から | 107度41分52秒 | 15.43mの地点 |
| ③7の地点 | ③6の地点から | 107度05分55秒 | 13.59mの地点 |
| ③8の地点 | ③7の地点から | 168度56分07秒 | 11.68mの地点 |
| ③9の地点 | ③8の地点から | 168度54分50秒 | 1.16mの地点 |
| ④0の地点 | ③9の地点から | 167度53分37秒 | 1.03mの地点 |
| ④1の地点 | ④0の地点から | 167度54分47秒 | 18.66mの地点 |
| ④2の地点 | ④1の地点から | 168度15分52秒 | 11.80mの地点 |
| ④3の地点 | ④2の地点から | 167度58分10秒 | 17.98mの地点 |

(3) 面積

(第3 - 2工区)

1,129.44平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号等

平成7年2月23日

広島県告示第213号

(平成7年2月17日付け指令港第212号により免許)

5 法第22条第3項の市町村名

福山市